

包括的所得課税の理想と現実

早見 弘

1. 1970年代に入ってから、英語圏諸国に限っただけでも5カ国において、租税改革案が相次いで公表され〔文献 2.～8.〕、各国ではそれぞれ部分的にまたはほぼ全面的な政治的選択が行われているようである。年々の微調整な税制改定とは異なって、それぞれの改革案は既存の税制の全面的な見直しであり、大冊の報告書となっている。改革の方向や具体案はそれぞれの国情によって相違するけれども、公平、効率、簡素という確立された判定基準から現行税制が見直され優遇措置や抜け穴による税源の侵食を排除し、インフレーションによる課税標準計算の歪みを修正して、より広い所得または支出に低い税率を適用して所要の税収を満たすという方向をとっているように見える。

わが国でも1985年9月の内閣総理大臣の諮問をうけて、税制調査会は『税制の抜本的見直しについての答申』〔文献 9.〕を、一年後の1986年10月末に提出した。改定案の主要項目は、(1) 所得税、法人税の減税、なかんずく税率構造の簡素化、(2) 非課税貯蓄制度の廃止と利子所得の課税、(3) 課税ベースの広い間接税への改組、の3点にあった。これら3項目の具体案が自由民主党税制調査会によって作成され、給与所得者の配偶者特別控除の新設による減税、いわゆる「マル優」貯蓄を「特例非課税」貯蓄としてその一部を継続するとともに、その他の貯蓄ならびに諸金融商品をふくむ貯蓄性資産の利子にたいし一律20%*の源泉分離課税の導入、ならびに新税「売上税」法案とともに国会に提出された。結局のところ、売上税法案が紛糾の種になり、すべての改定案が不通過となった。昭和62年度予算案は(売上税収入の予定額を計上したまま)通過したが、(1)および(2)の改定案が成立したのは9月に入ってからであった。まことに「減税は易く、増税は難し」と言いうるし、「旧税は良税であり、新税は悪税である」と評価したカナール、N.F.Canard (1801)^①、の古

諺さえ報道されるほどであった。

しかし、今や旧税になったどのような租税でも、創設時点では新税である。1887年に創設され、今年でちょうど百年を迎えたわが国の所得税も、今日ではその名称のみが継承されているに過ぎないとはいえ、現在その存続が問われているのは所得税を中心とする所得課税そのものなのである。わが国でも現行税制に不公平感をもつ納税者は多いが、その源泉は所得税である。給与所得者は事業所得者や農業所得者に比べて、「同一の状況」に置かれていると思っても、捕捉率や必要経費の相違から自らを重いと思い、事業や農業を営む人々は大企業が利用する優遇措置に比べて恩典が少ないと言う。大企業も先進諸国の営利法人に比べて法人税率が高すぎると言う。公平観はつねに個人または企業間の相対的処遇の平等性にもとづいて判断されるから、自らを基準として他と比較すると不公平な処遇の矛先はすべて他へ転嫁して行くことになる。しかし、英米においては所得税体系のほつれは弥縫策を購じても修復できず、発生主義会計にもとづく所得ないし期間損益計算から、キャッシュ・フロー会計による資金支出純額をベースとする支出税および法人キャッシュ・フロー税に移行すべきである、という提案が出されている⁽²⁾。

※ 国税 15%、地方税 5% からなる。

(1) Gerloff, W., "Grundlegung der Finanzwissenschaft," in *Handbuch der Finanzwissenschaft*, Bd. I herausgeben von W. Gerloff und F. Neumark (Tubingen: J. C. B. Mohr, 1952) S.37 および木村元一『近代財政学総論』(春秋社, 1958年), pp. 203 ~ 3。

(2) Kay, J. A. & Mervyn A. King, *The British Tax System* (Oxford: Oxford Univ. Press, 4th ed., 1986), chs. 6 & 11.

King, M. A., "The Cash Flow Corporate Income Tax," in *The Effects of Taxation on Capital Formation* ed. by M. Feldstein (Chicago: Chicago Univ. Press, 1987), pp. 377 - 400.

Bradford, David F., "The Case for a Personal Consumption Tax," in *What Should Be Taxed: Income or Expenditure?* ed. by J. A. Pechman (Washington, D. C.: The Brookings Inst., 1980), pp. 75 - 112.

—————, *Untangling the Income Tax* (Cambridge, MA: Harvard Univ. Press, 1986), chs. 5 & 6.

本稿はこのような新税提案が出される背景となった所得課税の一般的課題を今一度振り返り、所得課税は修復できない欠陥を内在的にもっているのかどうかを検討することにある。多くはこれまで常識的に、あるいは専門家の間で論議されてきた問題ではあるが、私が今まで扱ってきた累進の問題とは別の角度から、所得課税の計算過程をもふくめた検討を試みようと思う。このため現行所得課税の原則となっている包括的所得 (comprehensive income) 概念から始めよう。

2. 年々の生産高を測定目標とする所得概念とは異なって、課税ベースとして所得をとるべきか、消費をとるべきか、租税政策論における概念論争は価値理念を前提とした選択論から始まる。それというのも、課税の公平という倫理観が、所得あるいは消費のいずれの貨幣額を代理変数としたならば、多くの人々の是認を得られるかに関わっているからである。この選択は常識的な人々の好みによるものから、所得を採ったならば何が算入され、何が除外され、それぞれの過程でどのような経済的選択の偏り (bias, または distortion) が生ずるかを予想したうえで、利害の得失を評価した判断に基づく決定に及ぶ。消費概念についてもまた同様である。

学説史ではトマス・ホッブス、ジョン・S・ミル、アーヴィング・フィッシャー、カルドアが消費または支出 (expenditure, または outgoings) をベースとすることを主張し、他方、所得を採る論者としてゲオルグ・シャンツ、ロバート・ヘイグ、ヘンリー・サイモンズなどの名前が挙げられる。これらの人々の主張は、人々の欲望を満たすもの、とか、人々の経済力を代表するもの、という前提でこれを消費であるとし、否、所得こそがそれに当たると論じられていた。以上の学説史上の人々の生きていた時代と国情はそれぞれ異なるから、いずれにしても人々の経済的ステータスを把える通念と当時の徴税機構の整備状況が実行可能性と社会的受容性を決めていたとみることもできる。現実的には概念論争より先に、イギリスにおいて所得税が導入されたのは、ナポレオン戦争の戦費調達のためであり、徴税の実収が高まったのはアディントン首

相時代のシェジュール制所得税と源泉徴収制度の実施であったと言われている⁽³⁾。アメリカ合衆国でも連邦所得税の採用は第一次世界大戦参戦にあたって、合衆国憲法第16条修正が各州で批准しおえた1913年2月以来のことであった。日本でも今年よりちょうど百年前の1887年、大蔵大臣松方正義の「所得税法之議」によると、(1)海軍費の調達、(2)北海道物産税の減税の代替財源、(3)当時の税負担分布の貧富間較差の是正を目的として、導入されたのが所得税である。

このように税制の現実には戦争とか軍事費とか社会的緊急事態のもとで必要税収の確保のために改定されている。一度創設された租税は新たに発生してくる課税物件の包括や、特定費目の政策的減免のため、毎年のように部分的改定が加えられ、時を経て大幅な税制改革が必要なほど税源が侵食され、不公平と不効率が目立ってくる。そこでは税制の経験的変更が先行してから、租税論の基本問題に立ちもどって概念の確立と諸範疇の整序が指摘される。所得にせよ消費にせよ、公平で効率的な税制は「包括性」(comprehensiveness)をもった概念が主張される。そうでなければ当初から欠落部分をもった税源の定義は、回避と脱税が先行し税制整序の意義に乏しいものになる。

3. シャンツ=ヘイグ=サイモンズの所得概念も、担税力の指標として個人に属する経済的処分可能性の限界というもっとも広い定義を示している。すなわち「所得とは、所定の期間内に、人々がその欲望を満たす力の増加分をいい、これは(1)消費として行使された諸権利の市場価値、(2)当該期間の期首と期末の資産価値の増加分、この2項目の合計から成り立つ」という⁽⁴⁾。この定義にはさまざまな補注や解釈が加わって、しばしば本来の理想的所得の定義とはなんであったのか、とさえ思われる分岐を生じている。曰く、この定義は課税

(3) 拙稿「F. シェハーブ『累進課税論』(1959年)および「所得税の近代性について」(1960年)『商学討究』vol. 10, No. 2 および3.

(4) 拙著『財政学』(同文館, 1980年), pp. 153~6.

前の私的財とサービス消費力の純増加を意味し、他からの制約なしに市場で売買されている財、サービスの消費可能性を表す、家計の想像的 (imaginary) な能力を指している。したがって公的な教育サービスとか道路や安全などの公共財サービスが大きくなった現代では、家計の効用を満たすものとしてはむしろ狭義にすぎると⁽⁵⁾。また、家計の満足を表すものは、家計が自由に裁量できない個人税 (所得税や社会保障負担) を除いたものでなければならないし、企業では当期に支払いを予定している諸税を除いた方が適切である、と。このような広狭いずれとも解しうる再定義のほか、ヘイグ=サイモンズの定義は会計学でいう「純財産増加説」にあたるという解釈もある⁽⁶⁾。とすると期間損益の財産法にもとづく計算方法として、

$$\text{期間損益} = (\text{期末資産} - \text{期末負債}) - \text{期首資本}$$

によって把えられる金額となる。この場合、資本取引による資本金と資本剰余金の増減、収益取引による損益の発生とその処分による資本の増減つまり当期純利益の区分が必要であるとされる⁽⁷⁾。しかし純財産増加分をさす項目としてはヘイグ=サイモンズの定義の第2項が該当するとしても、第1項の消費の市場価値という側面は、個人の担税力の代理変数という視点のもとで、純財産増加説では把え切れない範囲を包括的所得概念は含んでいるようにみえる。仮りに企業が資本の回転によってプラスの期間損益をあげたとしても、こうして得られた所得は資本所得であり、これは誰に帰属すべきかという問題が残る。つまり企業 (個人、法人) の財務会計で把えられた期間損益は企業それ自体に付属するけれども、所得の機能別分配として生産に貢献した投入要素保有者に配分する場合、それは投資家としての個人資本所得、危険負担を覚悟して決定を行った経営者の利潤という報酬、有限責任という法的制約に守られて配当もし

(5) Aaron, Henry, "What Is a Comprehensive Tax Base Anyway?" *National Tax Journal*, vol. 22 (Dec. 1969), pp. 543 - 9.

(6) 泉 美之松『税についての基礎知識』(税務経理協会, 9訂版, 1983年), p. 90.

(7) 飯野利夫『財務会計論』(同文館, 改訂版, 1983年), p. 11 - 2.

くはキャピタル・ゲインを受けとる株主，さらに金融機関にあっては貸付利子と預金利子の差額からなるネットの利子所得でも，投資家・経営者・株主等に帰属するはずである。これらの資本源泉による所得について，ブラウン＝ビューロウは，

企業所得＝純資産発生額の変化分＋分配金 (distributions) －資本の純貢献分と定義し，これにかかる税は「物的企業所得税」(in rem business income tax) または「企業に課された人税」(in personam tax imposed on firms) と呼んで，包括的所得課税の一端であるとしている⁽⁸⁾。企業所得は明らかに純財産増加説に内包されている資産・負債の発生額の純増加分と，株主・経営者等への分配分が期首資本額を超えた価値額に等しい。しかし，企業間の資金取引ならびに企業活動に投入した労働要素に帰因する所得，および個人の消費と貯蓄に処分可能な収入を源泉別に挙証すると，

$$Y = W + I + R + P + Tr + G = C + S$$

となるであろう。

ここで，Y＝所得　W＝賃金　I＝利子

R＝賃貸料　P＝企業所得　Tr＝移転収入

G＝純キャピタル・ゲイン　C＝消費　S＝貯蓄

ブラウン＝ビューロウは，ヘイグ＝サイモンズ定義が所得の使途と源泉とが，一定期間内の発生額について恒常的に等しいことを表現する点に包括性があるとみている。明らかに純財産増加額をもって担税力の代理変数とみるのは狭きに過ぎるといえよう。

4. 要するに，上記の所得の定義は，個人の欲望を満たすための処分可能性のフロンティアを，特定の期間内で規定した貨幣額といえるであろうし，そこで

(8) Brown, E. Cary & Jeremy I. Bulow, "The Definition of Taxable Business Income," in *Comprehensive Income Taxation* ed. by J. A. Pechman (Brookings Inst., 1977), p. 243.

は実現・非実現を問わず、有償・無償のいずれをもふくむ包括性をもつのが特色である。この広範囲の所得をベースとする税制は、個人所得税、法人所得税のみでは把え切れず、相続税、贈与税ならびに有価証券評価益課税をふくむものになるであろう。以上の所得課税を税務行政と個人および企業の会計上の慣行を前提として実行可能な実定法の体系で規整すると、現実の「所得税法」、「法人税法」および「相続税法」ならびに各施行令と通達になる。課税ベースとしての所得概念は個々の収益項目が所得となるかどうか、所得を求めるための費用のあれこれについては個別に規定しない。これは租税政策の執行過程で、慣行ないしは社会的関連性 (social relevancy) の判断によって、あるいは貯蓄奨励、投資促進、持ち家優遇などの政策目的によって、明文化された軽減措置や、あるいは敢えて明示しない収入項目として形成されていく。したがって包括的所得課税の実際は、各国における社会的・政治的・経済的諸事情によって相異するとしか言いようのないほど多様である。以下においては、個人所得段階と法人所得段階とで、一般的に問題とされている諸点について述べることにする。

個人所得として計上するのが社会的通念上難しいとされているのが、自家住居家屋の帰属家賃である。この家賃を含めないならば住宅抵当利子の所得控除を認めないほうが、課税の対称性からみて妥当であるという意見がある。自家居住者は帰属家賃という所得を得ているのにこれを所得とせず、住宅取得のための支払利子という経費も非課税とされているのは、二重の補助である。これは賃貸住宅の入居者が支払家賃の所得控除を認められないのに比べると著しい差別扱いであるといわれる。

第2の項目として個人による有価証券譲渡益、いわゆるキャピタル・ゲインの非課税ないしは軽課措置があげられる。わが国では証券業者類似の取引行為(その回数と売買株数による)を行った個人投資家は、申告によって納税しなければならないことになっているが、名義の変更などによる脱税が多いと言われているし、証券会社の協力も得られないのが現状のようである。アメリカ、イギリスでは社会保障番号などを売買の際に記入することが義務づけられている

ため、原則的に課税されることになっている。しかし、証券売却利益が特定期間（多くは1年）以上の保有証券が譲渡によって生じたとき、その半額を課税所得に含めることにしている。これは一時性ないしは偶発性の所得であるということと累進税率による負担の急増を避ける一種の平均課税方法であるといわれている。このため個人株主は配当として会社から支払いをうけて所得税を払うよりは、キャピタル・ゲインの軽課を望むといわれている。この選択は個人所得の限界税率と法人税率の相異ならびに個人・法人を通じた配当の二重課税の調整方法に依存する。個人株主が法人段階と個人段階で過不足なく所得税を払うためには、社内留保率が各社で一樣でなければならない。しかし、このような財務政策の法的規制は期待できない。

第3の項目として最近問題視されるようになったのは、個人貯蓄の保有形態による差別課税である。日本では1987年度まで少額貯蓄非課税制度が適用され、限度以内の貯蓄残高の利子は非課税であった。それが1987年10月の改正で、1988年4月1日に廃止され「老人等」ならびに勤労者財産形成貯蓄のうち年金貯蓄と住宅貯蓄に限って、いわゆる福祉マル優として従来通り利子所得を非課税としたが、その他の貯蓄利子は郵便貯金、抵当証券等の金融商品の利子相当分を含めて、一律20%の源泉分離課税が施行されることになった。このように日本では利子所得を課税所得に取込むことによって所得ベースを拡大したが、アメリカでは1986年の大統領提案でも“Individual Retirement Account, IRA”への貯蓄は本人ならびに配偶者につきそれぞれ2,000ドルが従前に引き続いて所得控除を認められることになっている。

また社会保障制度の拡充によって、退職年金制度ならびに健康保険制度への社会保険料は、制度的貯蓄として全額控除される。一方、個人加入の年金基金への払込み分は5,000円を限度として、それ以上の掛金は控除されないし、生命保険契約による払込保険料も50,000円を限度とする所得控除が長い間固定されてきた。これらの制度的貯蓄によって、所定の年数に達すると年金受給権が発生するわけであるが、払込保険料の累積額とともに将来受給権の現在価値は増加していくはずである。包括的所得概念によれば、個人の支出可能限度額

は所得に含むべきであるが、加入者にその年々の受給権増加額は通知されていない。これには被用者負担分だけでなく、企業負担の社会保険料や生命保険料の被保険者受給権増加額についても同じように、加入者には通知されない⁽⁹⁾。

日本では退職年金のための社会保険料は支払い時において非課税であるが、これと対称的な扱いをするならば支給された年金は課税所得となるはずである。所得税法第28条にはかつては年金の項目も給与所得としていたが、現行法では第35条雑所得の第2項に規定された公的年金等の処理に従うことになった。すなわち、公的年金等の年収入額から公的年金等控除額を差引いた残額を他の所得と合算して課税されることになっている。多くの場合、公的年金額は老齢に達してから支給され、その金額も低く、老齢者の所得控除額が高いため、年金にかかる税負担は少ないものになってしまう。老齢化社会の到来とともに、年金という資産性の所得の比重は高まり、この部分に対する生涯にわたる非課税は課税の公平上対策を購じなければならない部分になる。このように退職年金という資産（資本）所得の一種に軽課措置を行うならば、労働所得軽課、資本所得重課という公平観の一端を形成してきた通念はもはや成立しないことになる。

第4の問題は包括的所得の計算期間にかかわる問題である。所得ないしは企業の期間損益は、いうまでもなく特定の期間、多くは1年にわたる成果の測定に基礎をおいている。1年以内に季節変動や循環変動が収められるならば、同額の所得であれば同額の税負担を負う。しかし1年間以上にわたる変動所得を生ずるならば、比例税率であると問題は生じないとしても、累進税率では安定所得を年々得ている人々と比べると、大きな負担を負うことになる。わが国ではこのような所得の変動による税負担の平均化を図るものとして、(1)変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得、作曲による所得）、(2)臨時所得（役務の提供を約することにより、一時に取得する契約金に係る所得、

(9) Kay and King, *The British Tax System*, *op. cit.*, pp. 85 - 5.

例えば土地、建物の使用权、借地権、特許権など3カ年以上他人に使用させることによって受取る権利金や頭金、公共事業の施行に伴う休業、転・廃業補償金、災害補償金、職業野球の選手などの〔3年以上の〕専属契約金など)の2種類を明記している。このなかに、(3)山林所得の5分5乗方式、長期譲渡所得の軽減課税、退職所得の分離課税なども、平均課税の方法といえよう。

平均課税は多くの場合、前3カ年にわたる移動平均によって、所得の平均化を行っているが、移動平均法は平均値が落ちる当該所得期間に、大きな所得の落ち込みがあると納税資金の不足が生じてしまう。この欠点を補うために、ヴィックリーおよびシャープは「生涯所得の累積課税」を提唱する⁽¹⁰⁾。この方法は累進税率表を長期間固定させ、年々の所得を加算し、付加分をふくむ所得総額に係る税額を年々計算し、前年までの既納の税額を差引いて当年の税額とするというものである。この方法であれば、生涯にわたる最高所得をどの世代に達成しても、税額の差に偶発的不公平負担は生じない。さらに過納の税額には利子をつけて還付するか、利子部分の税額控除を認め、延納部分には利子加算を行うならば、生涯にわたる所得発生期間分布を歪めることはない。たしかにヴィックリー=シャープの言うように、この方法は変動所得の平均化としては歪曲効果は少ないであろう。これを相続財産および贈与について“累積継承分加算型”の「相続税」として、実施したのが昭和25年から28年までのわが国の相続税であった⁽¹¹⁾。しかし、シャープもいうように、この方法に立法家や実務家が興味を示さなかったのは、いまだ経験したことのない方法であること、税率構造や納税記録を長期間固定化し、保存しなければならない継続性に税務行政上自信がもてないからだという。事実としても、生涯所得の累積平均課税は期間成果の確定を前提としてはいるけれども税率や諸控除の変更に機動的対応を欠くといわなくてはならぬ。もし累積課税で生涯所得の課税を清算す

(10) Shoup, Carl S., *Public Finance* (Chicago: Aldine Pub., 1969), pp. 325 - 6.

(11) 拙稿「相続税の再分配効果」『一橋論叢』, vol. 62. No. 6 (1969年12月), pp. 70

るのであれば、やはり相続税に依るほうが実際的であるように思う。

5. 以上は所得課税の実際面から、扱いが難しい諸問題を述べてきたが、所得課税には本質的に貯蓄の二重課税という問題がある。すなわち所得税はいかなる源泉を問わず入って来るものを対象とするが、このなかには利子所得もふくまれる。これに対する納税分を差引いた残額から貯蓄を行い、それから生ずる利子も再び課税される。この利子所得の帰属する期間は可処分所得が確定した同期間に発生することもあるし、前年度以前の貯蓄残高から生ずる利子もある。これをもって貯蓄の二重課税というのは、元々、所得とは「一定の期間内に生じ、」満足の充足に当てられる純貨幣額であるから、生涯にわたる所得期間でも想定しない限り、利子課税を二重課税とするのは妥当ではない。

利子の扱いについて、もう1つの問題は企業所得の計算における借入金の支払利子控除から生ずる資本構成の偏りという側面である。企業の支払利子は貸手、その大宗である金融仲介機関の収益となるが、企業間の利子所得は金融機関の所得課税に帰結する。しかし、非金融企業では支払利子が控除されるから、借入資本のコストが税率分だけ低下するのに対し、株式資本のコストは、その資本による投資収益に危険が伴ったうえ、プラスの期間損益ならば内部留保にせよ配当に当てるにせよ税額を支払った後の純利益から賄われる。したがって、投資の危険プレミアムは負債でも株式資本でも同じであったとしても、前者は確定した外部への支払いであり、かつ税率分だけ借入コストが低くなるのに対し、後者は税率分だけ資金コストが高くなる。このため財務政策としては負債に依存したほうが有利になる。このバイアスはどの非金融企業でも税務計算上一様に享受できる。

会社資本構成の負債化は、モジリアーニ＝ミラー命題とも矛盾しない。いわゆる M=M 命題は資本市場が個人でも会社でも同一の利率で貸借可能であり、社債と株式の発行にかかる取引費用が無視できるほどであり、同一の危険クラスに属する企業であれば、「法人税を無視するならば、負債がある企業でも自己資本のみの企業でも、企業の価値は同一であり、資本構成とは無関係であ

る。」また「法人税が存在すれば負債のある企業の価値は、負債のない企業の価値と負債利子の和に等しい」と述べている⁽¹²⁾。これは企業活動にもとづく税引きキャッシュ・フロー（税引後の営業純現金受取額および減価償却引当金の和）の現在価値の比較から導かれる結論であるが、この命題からも負債をもつ企業の価値は、法人税率が上昇するかまたは負債額が大きければ、負債のない会社の価値を上回って行くことになる。M=M 命題が投じた企業金融と財務政策への波紋は、洵に甚大であった。すなわち、M=M 命題が正しければ、負債だけで投資を賄う企業が多くなるはずであるが、現実には内部金融（留保利益と減価償却引当金）の比率が大きいのはどのように説明されるか。また、資本構成が問題にならないとすると、会社が株主に配当を支払う（もちろん無配もありうるが）理由はなぜなのか、等々、税制と企業金融に関わる問題は興味がありまた多彩でもある⁽¹³⁾。

資本構成への歪み、配当政策の重要度の低下など、いずれも企業の課税所得の計算過程が内包する課題である。これに加えてインフレーションによる諸資産項目の価値変化の非一様性が、イギリス、アメリカのこの10年間の法人税務の悩みであったようである。たな卸資産の評価額は、インフレ過程にあるとき先入先出法（FIFO）によると売上商品（または製品製造）原価が低く計上され、売上利益が過大に計上される。後入先出法（LIFO）ならばその恐れはなくなるが、物価変動に応じた評価方法の恣意的変更は、税法上認められない。また償却資産の評価はその資産のもつ将来収益の現在価値から、真の経済的減価を控除してこそ資産価値と言いうるのであろうが、陳腐化と物理的損耗とは分別し難い償却の原因であるならば、会計上の慣行としては定額法、定率法、その他の償却方法によって、取得原価（historical cost, sunk cost）の期間配分を行

(12) Copeland, Thomas E. & J. Fred Weston, *Financial Theory and Corporate Policy* (Reading, MA: Addison-Wesley Pub. Co., 2nd ed., 1983), pp. 36 - 41.

(13) Schall, Lawrence D. & Charles W. Haley, *Introduction to Financial Management* (McGraw-Hill Book Co., 4th ed., 1986), chs. 7, 10, & 11.

うより他に道はない。とすると、インフレ過程では過少償却、したがって過大収益というバイアスを生じ、税率を引き下げなくては名目資本維持の機能さえ達成し難くなってしまふ。アメリカ合衆国では1981年 Economic Recovery Tax Act (ERTA) の一環として行われた Accelerated Cost Recovery System (ACRS) による償却資産の主要3区分(3年, 5年および10年)による加速償却は、まさに設備投資近代化の促進とインフレによる税負担過重バイアスの回避を狙ったものといえるであろう。加速償却による税負担の軽減が近い将来にだけ見込まれ、償却限度以後の年度に達するならば税金の後払いになるのだから、「このような些細なこと」を償却方法で刺激したり、統制したりせずともよいではないか、という批評があるが⁽¹⁴⁾、償却費の予想回収期間が早期であれば、その現在価値は(割引ファクターはどのような期間系列でも近い期間では大きく、遠い期間では小さくなるから)大きく見積もられ、投資プロジェクトは低い収益をもつものでも採択される。これを考えると投資決定にとって些細なこととは言えないのである。しかし、このような租税政策の結果、「法人税よ何処へ行く?」⁽¹⁵⁾と危惧されるほど、税収の衰退を生じた。法人税収入の減少がすべてではないにせよ、アメリカ連邦財政赤字の一因となったことは想像に難くない。

6. 以上で述べてきたことは、所得課税に期待された包括性が、現実の税務計算ならびに執行過程で侵食され、歪曲を生じてきたことの一部である。日本では所得捕捉率の業種別較差から「クロヨン問題」が一般的に受入れられた課題であったり、専従者控除やみなし法人課税が事業所得の世帯内分割による負担軽減を招いていることも指摘されている。アメリカでも“Form 1040”の記載

(14) 沼田嘉穂『減価償却の理論と実務』(同文館, 1982年), p. 227.

(15) Auerbach, Alan J., "Whither the Corporate Tax? : Reform after ACRS," *National Tax Journal*, vol. 35 (Sept., 1982), pp. 275 - 86; "Corporate Taxation in the United States," *Brookings Papers on Economic Activity* (2: 1983), pp. 452 - 506.

内容が各種の項目別控除 (itemized deduction) によって著しく煩雑なものとなっている。そのうえ、税率表も 3 種あり、結婚よりも同棲が安くつくと言われている。これらは、個人間の相対的地位の相違を個別に調整しようとする「人税」に課せられた宿命と言えないこともない。しかも経済活動は年々新たな所得発生契機を作り出し、伝統的所得課税も限界に達してきたと思えるほどである。「ブループリント」や「ミード報告」では、所得課税から個人・法人のキャッシュ・フロー課税への変換を検討し、提案しているのも、インフレと低成長からの脱出を試みる回生策であるとともに、所得課税が依拠する発生主義会計への反省によるものでもあろう。キャッシュ・フロー表を会計情報公開の要請から第四の財務諸表として新たな一章を設けて説明しているテキストも出版されている⁽¹⁶⁾。このような動向をわれわれは世界的な新方法への模索として、注目して行きたいと思っている。

(1987. 12. 15)

文 献

1. Lodin, Sven-Olof, *Progressive Expenditure Tax: An Alternative? : A Report of the 1972 Government Commission on Taxation*, Stockholm: Liber Förlag.
2. Aspery, Taxation Review Committee, *Full Report*, Canberra: Australian Government Publishing Service, 1975.

(16) Weygandt, J., D. E. Kieso & W. G. Kell, *Accounting Principles* (New York : J. Wiley & Sons, 1987), ch. 19 には、(1) 投資活動、(2) 資金活動および (3) 営業活動の 3 部門に則したキャッシュ・フロー表の作成手順が説明されている。会社のキャッシュ・フローは課税ベースとして (3) = "Real base" が現行法人税と近似するが、(2) = "Financial base" + (3) によって新税を考案している。cf. Bradford, *Untangling the Income Tax*, *op. cit.*, pp. 119 ~ 26.
Lee, Tom, *Cash Flow Accounting* (Wokingham, UK : Van Norstrand Reinhold Co., 1984).

3. The Institute for Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Prof. J. E. Meade*, London: George Allen & Unwin, 1978.
4. Irish Commission on Taxation, *First Report: Direct Taxation*, Dublin: The Stationary Office, 1982.
5. McCow, *Report of the Task Force on Tax Reform*, Wellington, New Zealand: Government Printer, 1982.
6. The United State Department of the Treasury, *Blueprints for Basic Tax Reform*, Washington, D. C.: Government Printing Office, 1977.
7. —————, *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth: The Treasury Department Report to the President*, vols. 3, *ibid.*, Nov. 1984.
8. *The President's Tax Proposals to the Congress for Fairness, Growth, and Simplicity*, *ibid.*, May 1985.
9. 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』大蔵省印刷局, 1986年10月。
(以上のうち, 2, 4, 5, については, Kay, J. A., "Tax Reform in Retrospect: The Role of Inquiries," in *The Relevance of Public Finance for Policy-Making* ed. by Hans M. van de Kar & B. L. Wolfe, Detroit, MI: Wayne State Univ. Press, 1987, pp. 69 - 80, の伝えるところによる。)